

モーターボート競走用ボート登録規格等の一部を改正する告示案について

平成20年2月
国土交通省海事局

1. 背景

近年のモーターボート競走を取り巻く環境の変化に対応して、その公正かつ円滑な実施を確保しつつモーターボート競走の振興を図るとともに、公営競技関係法人の在り方の見直しを行うため、競走の実施に関する事務の委託に係る規制の緩和等競走の実施に関する規定を整備するほか、日本船舶振興会への交付金制度並びに関係法人の組織形態及び業務内容を改めること等を内容としたモーターボート競走法の一部を改正する法律（平成19年法律第16号）が平成19年第166回国会において成立したところである。

この改正により、平成20年4月1日をもって各モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会が解散し、これらの法人が行っている業務については、国土交通大臣が指定する競走実施機関が実施することとする等の措置が講じられた。

このため、これらの手続きを規定したモーターボート競走法施行規則及びボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第6号）が公布され、平成20年4月1日より施行されることに伴い、選手資格検定試験規則（昭和26年運輸省告示第204号）、審判員資格検定試験規則（昭和26年運輸省告示第205号）及び検査員資格検定試験規則（昭和37年運輸省告示第362号）について、所要の改正を行うとともに、モーターボート競走用ボート登録規格（昭和26年運輸省告示第202号）について、実態を踏まえ所要の改正を行う。

2. 改正概要

(1) モーターボート競走用ボート登録規格の一部改正

アウトボードランナバウトについては、当該ボートを公正かつ安全に操縦できる選手が不足してきたこと、当該ボートの特性上圧倒的にインコースが強くファン離れが進んだことから、平成5年度より使用しておらず、また、将来も当該ボートを使用してレースを行う見込みがないことから、これに関する規格を削ることとする。

(2) 選手資格検定試験規則の一部改正

① 公示の方法の変更（第1条関係）

試験の日時、場所、受験願書の提出方法その他試験の実施に関して必要な事項は、競走実施機関が定めることとし、これに係る公示の方法については、従来の方法を改め、大臣の認可規程である競走実施業務規程に定めるところによることとする。

- ② 学力試験の内容の見直し（第5条関係）
選手の資格検定のために実施する学力試験のうち、教養科目については、国語、社会等の学科ではなく、いわゆる一般教養とする。
- ③ 実技試験における受験者の安全確保（第7条関係）
モーターボートの周回航走等の操縦実技については、競走に使用するモーターボートが特殊な船であることから、常に危険が伴うため、競走実施機関に安全確保義務を課すこととする。
- ④ その他所要の改正

(3) 審判員資格検定試験規則の一部改正

- ① 公示の方法の変更（第1条関係）
試験の日時、場所、受験願書の提出方法その他試験の実施に関して必要な事項は、競走実施機関が定めることとし、これに係る公示の方法については、従来の方法を改め、大臣の認可規程である競走実施業務規程に定めるところによることとする。
- ② 学力試験の内容の見直し（第5条関係）
審判員の資格検定のために実施する学力試験のうち、教養科目については、国語、社会等の学科ではなく、いわゆる一般教養とする。
- ③ 実技試験における受験者の安全確保（第7条関係）
モーターボートの周回航走等の操縦実技については、競走に使用するモーターボートが特殊な船であることから、常に危険が伴うため、競走実施機関に安全確保義務を課すこととする。
- ④ その他所要の改正

(4) 検査員資格検定試験規則の一部改正

- ① 公示の方法の変更（第1条関係）
試験の日時、場所、受験願書の提出方法その他試験の実施に関して必要な事項は、競走実施機関が定めることとし、これに係る公示の方法については、従来の方法を改め、大臣の認可規程である競走実施業務規程に定めるところによることとする。
- ② 学力試験の内容の見直し（第5条関係）
検査員の資格検定のために実施する学力試験のうち、教養科目については、国語、社会等の学科ではなく、いわゆる一般教養とする。
- ③ 実技試験における受験者の安全確保（第7条関係）
モーターボートの周回航走等の操縦実技については、競走に使用するモーターボートが特殊な船であること、常に危険が伴うため、競走実施機関に安全確保義務を課すこととする。
- ④ その他所要の改正

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成20年3月

施 行：平成20年4月1日